

## ふくせん 福祉用具サービス計画で

### 協会版シートを改定

福祉用具専門相談員協会（山下一平理事長）はこのほど、今年度の介護報酬改定で福祉用具事業所に「福祉用具サービス計画」の作成が義務付けられたことを受け、協会版書式を改定した。利用者への配布用シートに、記載が必要となつた利用者の基本情報を加えたのが主な変更点だ。

「介護保険対応」ふくせん版福祉用具サービス計画書として改定した。同協会版シートはA3判。左半分に利用者の基本情報と身体状況や介護環境などのアセスメント情報を記載し、右半分に福祉用具の利用目標や個々の用具の機種・選定理由などを記載する形式。右半分を切り取って利用者に配布することを想定している。

3月16日の厚生労働省の「平成24年介護報酬改定に関するQ&A」による。計画書に記載しなければない項目は、①利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）、②福祉用具が必要な理由、③利用目標、④用具の機種、⑤選定した理由、⑥事業所の福祉用具専門相談員が作成し、利用者の同意を得て配布する必要がある。